

一般社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業 評価料

改定日：2016年7月1日

1. 評価料の額

評価内容料	料 金
基本評価料	内容評価基準を含む評価対象事業所 (社会的養護関係施設) 1事業所 300,000円
	内容評価基準を含む評価対象事業所 (その他の施設) 1事業所 280,000円
	共通評価基準のみの対象事業所 1事業所 250,000円
職員自己評価に係る評価料	職員1名につき 1,000円
利用者調査に係る評価料 (アンケート調査)	利用者1名につき 500円
利用者調査に係る評価料 (聞き取り調査)	利用者1名につき 2,000円
交通費	本会規定に基づく交通費を加算

2. 評価料の納入方法

評価料は、評価業務完了後2週間以内に所定の口座に振り込むものとします。
評価契約を解除した場合も同様です。

3. 評価契約解除時の評価料

評価業務中止の種類	評 価 料
事業者と本会の両者協議の上で解約する 場合	すでに実施した評価に係る費用の額
契約書第14条により規定する本会の責 に帰すべき事由により解約する場合	無料
契約書第15条により規定する本会の責 に帰すべき事由により解約する場合	契約額
災害等の特別な事由により評価業務が 出来なくなった場合	すでに実施した評価に係る費用の額